雙ノ華ニ作リ成シ、其交ニ兩園ノ香爐ヲ兩机ニ並ベテ、一斤ノ名香ヲ一度ニ炷上タレバ、香風四方ニ散ジテ、人皆浮香世界ノ中ニ在ガ如シ、

〔江戸眞砂六十帖〕石川六兵衞女房奢之事

小舟町三丁目下角屋敷向ふ、荒和布橋といへる横町を、俗にてりふり町といふ、雪駄屋足駄屋軒を交てありし故にや、角屋敷の地主石川六兵衞といふ町やしき、場所よく繁昌の土地五六個所持大有德者なり、渠が女房はなはだ奢り者にて、平生の立入目立ぬ、常憲院樣（綱吉）御代始に、はじめて上野へ御佛參の御成拜見に、下谷廣小路本阿彌（刀目利本阿彌三郎兵衞）向ふ仕立屋の内を借り、赤毛氈を敷、その身衣裳を飾り、腰元三人下女貳人奇麗に出立ぬ、はや人留の頃に成て、己が膝元に香爐をおき名木燒しに、御駕籠の前駈の大小名、此名木下谷大名小路へ入ると匂ふ、歴々不審に思しめし、程なく廣小路本阿彌邊になり、六兵衞女房が前に香爐有り、甚美麗なり、御駕籠より御目に留り、何者成ぞ尋可申よし上意なり、則だん〳〵仰送られ、御徒小頭吟味に付、石川六兵衞女房のよし翌日言上す、即刻町奉行へ御吟味にて、六兵衞夫婦牢舍被仰付町人の身として敷物いたし、香爐持參、また本所に屋敷一ヶ所廣地にて庭構夥しく、六兵衞召仕つね〳〵本所下屋敷といふ、是を殊に憎み强く、町人として下屋敷と申事甚越度になりて、家やしき家財闕所になりて、六兵衞夫婦江戸十里四方追放に仰付らる、然れども相州かまくらに六七百石田地有て、かまくらへ引籠りて暮しぬ、今に建長寺の西町屋敷に子孫有之、

〔昔々物語〕昔大身は不及申、伽羅たかぬ人なし、人參買人稀成し、近年は伽羅焚人なし、人參下々迄買也、

〔後松日記一〕むかしは男も女も香とて、たき物を衣にも、あふぎ、たゝむかみやうの物にもしめ置、そらだきものにもせしなれば、侍從、黑方（此二くさは、承和の帝の御いましめにて、男子に不傳といふ、）梅花、荷葉、落葉、拾遺補闕、